

令和3年（2021年）
第4回定例会

議案概要

東京都町田市

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 97 号議案 町田市障がい者福祉センター条例を廃止する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 ひかり療育園の事業について、運営体制を民営化等へ移行することに伴い、廃止をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町田市障がい者福祉センター条例を廃止します。 ○ 2022 年 4 月 1 日から施行します。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本条例は、ひかり療育園が開園した 1980 年(昭和 55 年)に「町田市ひかり療育園条例」として制定され、1991 年(平成 3 年)に「町田市障がい者福祉センター条例」へ名称が変更されました。 ○ 2006 年に障害者自立支援法が施行され、2013 年には障害者総合支援法に改正されるなど、障がい者関連制度の整備が進み、障害福祉サービスを提供する民間事業者が増加するとともに、利用者のニーズも多様化してきています。 ○ これらの社会変化に対して、2017 年度から 2018 年度にかけて、外部有識者による「町田市ひかり療育園あり方検討会」において事業のあり方を検討し、2019 年に民営化等の方針を決定・公表しました。 ○ 2022 年 4 月の運営体制移行に向けて、公募型プロポーザルを実施し、生活介護事業について、運営事業者を選定しました。 <p>[選定した事業者] 東京都町田市山崎町 1214 番地 1 社会福祉法人 まちだ育成会 理事長 齊藤 喬</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>地域福祉部 ひかり療育園長 金子</p>	<p>電話</p>	<p>794-0730</p>

議案概要

議案名	第98号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例														
<p>【議案提出の目的】</p>															
<p>健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額について、所要の改正をするものです。</p>															
<p>【議案の内容】</p>															
<p>○ 出産育児一時金の支給額を「40万4,000円」から「40万8,000円」に改めます。</p>															
<p>○ 2022年1月1日から施行します。</p>															
<p>【関係法令】</p>															
<p>○ 国民健康保険法第58条</p>															
<p>○ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第222号)</p>															
<p>【経緯】</p>															
<p>○ 出産育児一時金として支給される総額(42万円)のうち、産科医療補償制度^{※1}の掛金^{※2}が「1万6,000円」から「1万2,000円」に引き下げられることとなりました。</p>															
<p>※1 産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子さまとご家族の経済的負担を速やかに補償すること等を目的とした制度です。</p>															
<p>※2 産科医療補償制度掛金分の支給については、町田市規則で規定しているため、本条例の改正にあわせて「1万6,000円」から「1万2,000円」へ改正をする予定です。</p>															
<p>○ 出産育児一時金の支給総額については、少子化対策としての重要性から、国の審議会において、従前どおり42万円を維持すべきものとされました。</p>															
<p>[参考]</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th><改正前></th> <th><改正後></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出産育児一時金 支給総額</td> <td>42万円</td> <td>42万円</td> </tr> <tr> <td>うち出産育児一時金分</td> <td>40万4,000円</td> <td>40万8,000円</td> </tr> <tr> <td>うち産科医療補償制度掛金分</td> <td>1万6,000円</td> <td>1万2,000円</td> </tr> </tbody> </table>					<改正前>	<改正後>	出産育児一時金 支給総額	42万円	42万円	うち出産育児一時金分	40万4,000円	40万8,000円	うち産科医療補償制度掛金分	1万6,000円	1万2,000円
	<改正前>	<改正後>													
出産育児一時金 支給総額	42万円	42万円													
うち出産育児一時金分	40万4,000円	40万8,000円													
うち産科医療補償制度掛金分	1万6,000円	1万2,000円													
問合せ先	いきいき生活部 保険年金課長 田中	電話	724-4027												

議案概要

議案名	第99号議案 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 小山田子どもクラブの開設の延期に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例（令和2年12月町田市条例第44号）の施行期日を1年6月延長します。</p> <p>[施行期日] ＜改正前＞ 公布の日（2020年12月28日）から起算して<u>1年6月</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。</p>  <p>＜改正後＞ 公布の日（2020年12月28日）から起算して<u>3年</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。</p> <p>○ 公布の日から施行します。</p> <p>【経緯】 ○ 小山田子どもクラブについては、当初、2022年3月の開設を予定していましたが、世界的な木材の価格高騰及び供給不足（第3次ウッドショック）の影響から、入札参加者がなく、延期することとなりました。</p> <p>○ 小山田子どもクラブは、2023年度上半期の開設を予定しています。</p>			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 早出	電話	724-4097

議案概要

議案名	第100号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 内閣府令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 利用者の利便向上や事業者の業務負担軽減のため、「特定教育・保育施設」や「特定地域型保育事業者」が、これまで書面で行っていた記録等について、電磁的記録による対応も可能とするものです。○ 公布の日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）			
問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課長 大坪	電話	724-2138

議案概要

議案名	第101号議案 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 利用者の利便向上や事業者の業務負担軽減のため、家庭的保育事業者等が、これまで書面で行っていた記録等について、電磁的記録による対応も可能とするものです。○ 公布の日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第55号)第16条)			
問合せ先	子ども生活部 子育て推進課長 市川	電話	724-4467

議案概要

議案名	第102号議案 町田市市民農園条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 町田市忠生市民農園を閉園することに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 別表から町田市忠生市民農園の項を削ります。○ 2022年2月1日から施行します。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市民農園は、農地所有者との使用貸借契約により事業を実施しています。○ 2021年8月に、忠生市民農園の農地所有者から当該農地について、返還の申し出がありました。○ このため、2022年1月31日をもって閉園し、使用貸借契約に基づき、原状復帰をした上で、農地所有者へ2022年2月28日に返還する予定です。			
問合せ先	経済観光部 農業振興課長 粕川	電話	724-2166

議案概要

議案名	第103号議案 町田市住みよい街づくり条例		
<p>【議案提出の目的】 町田市都市づくりのマスタープランの策定に伴い、地区の特性を活かした個性ある街づくりを推進するため、町田市住みよい街づくり条例の全部を改正するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ <街づくり活動の推進></p> <ul style="list-style-type: none">・「街づくりプロジェクト^{※1}」や「まちビジョン^{※2}の作成」に関して、街づくりアドバイザーを派遣するなどの支援体制を整えます。 <p>※1「街づくりプロジェクト」とは、市民が取り組む地域資源を活用した「地区の魅力を高める活動」をいいます。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none">・空き家や空き店舗を活用したコミュニティづくり・新たなモビリティを活用した高齢者等の買い物支援・公園を活用した地産地消のマルシェ <p>※2「まちビジョン」とは、市民と市の協働で策定する「地区の将来像」をいい、名称、区域、目標、方針等の項目で構成されます。</p> <p>○ <早期周知による街づくり^{※3}></p> <ul style="list-style-type: none">・5,000平方メートル以上の大規模土地の取引について、取引前に土地の売主から市への届出の義務付けを加えます。・また、1ヘクタール以上の開発行為等について、「市民と事業者」との協議のほか、「市と事業者」との協議を加えます。 <p>※3 現行条例の「早期周知による街づくり」では、</p> <ol style="list-style-type: none">①1ヘクタール以上の開発行為②延べ床面積3,000平方メートル以上の建築行為③戸数50戸を超える集合住宅に係る建築行為 <p>について、市への届出を義務付けており、事業者は、標識の設置、説明会の開催のほか、必要に応じて「市民と事業者」の協議を行うこととなっています。</p> <p>○ 2022年4月1日から施行します。ただし、<早期周知による街づくり>の規定は、2023年4月1日から施行します。</p>			
問合せ先	都市づくり部 地区街づくり課長 荒木	電話	724-4267

議案概要

議案名	第104号議案 町田市下水道条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 地方自治法の改正に伴い、下水道使用料の徴収に関する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 下水道使用料の納付方法に係る規定について、地方自治法の引用条項を改めます。<ul style="list-style-type: none">・ 「第231条の2第6項」 → 「第231条の2の3第1項」○ 2022年1月4日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方自治法の一部改正(地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第6条) <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 社会全体のデジタル化を推進するため、地方公共団体の歳入等について、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができるように、地方自治法の規定が整備されました。(2022年1月4日施行)○ これまでも、総務省通知により、スマートフォンアプリ等を利用した決済は可能であったため、今回の改正による利用者への影響はありません。			
問合せ先	下水道部 下水道経営総務課長 今國	電話	724-4279

議案概要

議案名	第105号議案 町田市立図書館条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 町田市立鶴川駅前図書館の開館時間及び休館日を変更するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田市立鶴川駅前図書館の開館時間を拡大し、休館日を縮小します。</p>			
区分	<改正前>	→	<改正後>
休館日	1月1日から1月4日まで 12月29日から12月31日まで <u>毎週月曜日</u> （休日の場合開館） <u>毎月第2木曜日</u>		1月1日から1月4日まで 12月29日から12月31日まで <u>毎月第1第3月曜日</u> （休日の場合開館）
開館時間	火・水・金（休日を除く。） <u>10時から20時まで</u>		<u>月・火・水・木・金</u> （休日を除く。） <u>9時30分から20時まで</u>
	木・土・日・休日 <u>10時から17時まで</u>		土・日・休日 <u>9時30分から18時まで</u>
<p>○ 2022年4月1日から施行します。</p> <p>【経緯】 ○ 指定管理者制度の導入に伴い、令和3年(2021年)第1回定例会において、町田市立図書館設置条例を全部改正し、2021年4月1日から本条例が施行されました。</p> <p>○ 令和3年(2021年)第3回定例会において、久美堂・ヴィアックス共同事業体が町田市立鶴川駅前図書館（図書館運営業務に限る。）の指定管理者に指定されました。</p>			
問合せ先	生涯学習部 図書館長 中嶋	電話	728-8220

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第106号議案 (仮称)成瀬鞍掛スポーツ施設整備工事請負契約の変更契約</p>		
<p>【議案提出の目的】 同一敷地内で施工する成瀬鞍掛スポーツ施設休憩所建築工事の着工時期が遅れたことにより本工事に影響が生じるため、工期の変更契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 履行期限の変更 ・ 履行期限について 2022年3月16日を2022年3月31日に変更する。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第5号(契約の締結) ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項(議決に付すべき契約の基準) ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条(議決に付すべき契約)</p> <p>【契約の概要】 ○ 契約目的 (仮称)成瀬鞍掛スポーツ施設整備工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 364,804,110円 ○ 契約相手方 東京都町田市相原町1251番地 土屋企業株式会社 代表取締役 土屋 蕃 ○ 工 期 変更前の工期 2021年6月30日から2022年3月16日まで 変更後の工期 2021年6月30日から2022年3月31日まで</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新 (事業内容) 文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 高梨</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-4398 724-4036</p>

議案概要

議案名	第107号議案 町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事請負契約の変更契約																																																										
<p>【議案提出の目的】 町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事請負契約において、既存工場棟の外壁に含まれる石綿除去の追加に伴い、契約金額を増額する変更契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 契約金額の変更 ・ 契約金額を 31,094,542,000 円から 31,251,798,000 円に変更する。（157,256,000 円増） 今回が第7回目の変更となり、第6回目の変更と合わせて1億7,000万円を超える増額となるため議案提出するものです。</p> <p><変更契約の経過></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 30%;">契約金額</th> <th style="width: 30%;">変更額（累計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6回変更（今定例会にて専決処分報告）</td> <td>31,094,542,000 円（121,726,000 円増）</td> <td>121,726,000 円</td> </tr> <tr> <td>第7回変更（今定例会にて議案上程）</td> <td>31,251,798,000 円（157,256,000 円増）</td> <td>278,982,000 円</td> </tr> </tbody> </table>											契約金額	変更額（累計）	第6回変更（今定例会にて専決処分報告）	31,094,542,000 円（121,726,000 円増）	121,726,000 円	第7回変更（今定例会にて議案上程）	31,251,798,000 円（157,256,000 円増）	278,982,000 円																																									
	契約金額	変更額（累計）																																																									
第6回変更（今定例会にて専決処分報告）	31,094,542,000 円（121,726,000 円増）	121,726,000 円																																																									
第7回変更（今定例会にて議案上程）	31,251,798,000 円（157,256,000 円増）	278,982,000 円																																																									
<p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約） <p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約目的 町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札（総合評価方式） ○ 契約金額 変更前契約金額 31,094,542,000 円 変更後契約金額 31,251,798,000 円 ○ 契約相手方 東京都港区芝浦三丁目9番1号 株式会社タクマ 東京支社 支社長 丸田 元太 ○ 工 期 2016年12月22日から2024年6月30日まで <p><施設整備のスケジュール></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">2016</th> <th style="width: 10%;">2017</th> <th style="width: 10%;">2018</th> <th style="width: 10%;">2019</th> <th style="width: 10%;">2020</th> <th style="width: 10%;">2021</th> <th style="width: 10%;">2022</th> <th style="width: 10%;">2023</th> <th style="width: 10%;">2024</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計</td> <td></td> <td colspan="2">■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1期工事</td> <td></td> <td colspan="2">■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">2022年1月 熱回収施設等稼働開始</td> </tr> <tr> <td>第2期工事</td> <td></td> <td></td> <td colspan="4">■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3期・第4期工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">■</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">旧管理棟・旧花の家解体工事、造成工事</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">プラント工事、新管理棟建築工事</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">既存工場棟解体工事 ストックヤード棟建築工事 外構工事</div> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 変更契約対象工事 </p>										年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	設計		■								第1期工事		■					2022年1月 熱回収施設等稼働開始			第2期工事			■							第3期・第4期工事							■		
年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024																																																		
設計		■																																																									
第1期工事		■					2022年1月 熱回収施設等稼働開始																																																				
第2期工事			■																																																								
第3期・第4期工事							■																																																				
問合せ先	（契約内容）財務部 契約課長 山本 （工事内容）環境資源部 循環型施設整備課長 田中						電話	724-2523 724-4384																																																			

議案概要

議案名	第108号議案 市有財産の無償譲渡について		
【議案提出の目的】			
市有財産であるひかり療育園の園舎及び倉庫について、当該園舎等を活用して生活介護事業を引き継ぐ社会福祉法人に無償で譲渡するものです。			
【議案の内容】			
○ 譲渡財産			
所在地	町田市忠生三丁目6番地2		
種類	園舎及び倉庫		
構造	下表のとおり		
延床面積	計 1,531.64 m ² (内訳は下表のとおり)		
建物の種類	園 舎	倉 庫	
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建て	鉄筋コンクリート造	1階建て
床 面 積	1,512.44 m ²	19.20 m ²	
○ 譲渡の相手方 東京都町田市山崎町 1214 番地 1 社会福祉法人 まちだ育成会 理事長 齊藤 喬			
○ 譲渡の条件 ・現状での譲渡とします。 ・障害福祉サービス事業及び地域福祉の向上に資する事業以外には使用しないこととします。			
○ 譲渡年月日 2022年4月1日			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第96条第1項第6号(財産の譲渡)			
○ 地方自治法第237条第2項(財産の管理及び処分)			
【経緯】			
○ 1980年 現在地にひかり療育園を開園			
○ 1991年 園舎建替え工事により、現園舎が完成			
○ 2017年 町田市ひかり療育園あり方検討会を開催し、事業のあり方について検討開始			
○ 2019年 ひかり療育園各事業の運営体制移行に関する方針を公表			
○ 2021年 公募型プロポーザルを実施し、運営事業者を決定			
【参考】			
○ 譲渡財産の所在する土地(2,719.91 m ²)については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1号の規定に基づき、本件譲渡の相手方へ無償で貸し付けます。			
○ 事業用の備品類については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第6条第1号の規定に基づき、本件譲渡の相手方へ無償で譲渡します。			
問合せ先	地域福祉部	ひかり療育園長	金子
	電話	794-0730	